

「NAGANO農業女子」Facebookに関するガイドライン

農政部農村振興課

(趣旨)

第1 このガイドラインは、長野県内の若い女性農業者の活動を応援する上で、Facebook を活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 このガイドラインにおける用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) Facebook とは、フェイスブック株式会社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
- (2) 「NAGANO農業女子」とは、県内の若い女性農業者をいう。
- (3) 「NAGANO農業女子サポーター」とは、「NAGANO農業女子」の活動を支援する者をいう。
- (4) 「参加者」とは、Facebook の趣旨に賛同していただき、「NAGANO農業女子」Facebook に参加登録した者のことをいう。
- (5) 「シェア」とは、近況や撮った写真、お気に入りのサイトなどを書き込み、友達に共有することをいう。
- (6) 「いいね!」とは、参加者が投稿した近況や写真などに対し、気軽に共感を伝える機能をいう。
- (7) 「コメント」とは、参加者の近況や質問への回答、Facebook ページからのお知らせなど、様々な情報に対して気軽に返事を入れることをいう。
- (8) 「管理者」とは、長野県農政部農村振興課長をいう。
- (9) 「担当者」とは、長野県農政部農村振興課長が指定した者をいう。

(運用基本事項)

第3 Facebook の運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「参加者」の参加登録は、原則として制限しない。
- (2) Facebook への投稿は、原則として「NAGANO農業女子」が行うものとする。
- (3) 投稿内容、「コメント」における不適切な内容等は、管理者が削除等するものとする。

(記載内容)

第4 掲載内容は、農業・農村における魅力を掲載するものとする。

(掲載例)

農作業の近況、農村生活の近況、農産物の紹介、イベントの企画運営に関する情報 等

(管理者の職務)

第5 管理者の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 担当者の選任及び指導。
- (2) 参加者向けのガイドラインを作成・公開し、適正に運用できるよう管理する。

(担当者の職務)

第6 担当者の職務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 投稿内容、「コメント」の監視を行い、不適切な内容等は管理者に報告し、管理者の指示後、担当者が削除等するものとする。
- (2) 長野県ホームページやPRチラシの配布等で Facebook の存在を紹介することにより、多くの方に周知を図り、Facebook に参加してもらえるよう努めるものとする。
また、「シェア」、「いいね!」を活用して、「参加者」の知人にも開催内容を、拡散してもらえるよう努めるものとする。

(その他)

第7 ガイドラインは、今後の Facebook の運用状況を踏まえ、随時見直すものとする。

このガイドラインは平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

「NAGANO農業女子」Facebook のイメージ

